最終更新日：2020年7月1日
扶桑薬品工業株式会社
代表取締役社長　戸田幹雄
問合せ先：06-6969-1131
証券コード：4538
https://www.fuso-pharm.co.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方

・コーポレートガバナンス基本方針に定めています。（https://www.fuso-pharm.co.jp/cnt/company/governance.html）

【コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方】
当社は、経営理念に立脚し、株主・投資家をはじめ、患者様、取引先、社会からの信頼を高めるとともに、会社の迅速・果断かつリスクを勘案した意思決定を促し、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図り、「なくてはならない存在」としての企業であり続けるために、経営の最重要課題の一つとして、コーポレート・ガバナンスの充実に取り組む。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

【補充原則1-2(4)】
当社は、機関投資家、海外投資家を含め株主が議決権行使を行いやすい議決権電子行使等の環境提供は必要と認識しております。現時点ではこれらの投資家の持株比率が低いため不採用としておりますが、将来的に、これらの比率が20%を超えた場合には電子行使環境の整備についての見直しを行う予定であります。招集通知等の英訳についても、現時点では外国人の持株比率が低いため業務、効率面で未実施であり、20%を超えた時点で検討することといたします。

【補充原則3-1(2)】
英語での情報の開示・提供については、現時点での外国人の持株比率が低いため業務、効率面で未実施であり、20%を超えた時点で検討することといたします。

【補充原則4-1(3)】
当社の取締役会は、原則として社長の提案を受け、審議の上、柔軟かつ清新な決断力を持ち、当社の創業の精神と企業風土の継承を実現できる人物を最高経営責任者たる社長の後継者として選定することとしておりますが、具体的な計画の策定についてはいたしておりません。

【補充原則4-2(1)】
当社コーポレートガバナンス基本方針の第11条において、「当社の取締役の報酬制度は、企業価値の継続的な向上を可能とするよう、短期のみでなく中長期的な業績向上への貢献意欲を高める目的で設計する。」こととしております。自社株報酬につきましては今後、必要に応じて検討してまいります。

【補充原則4-3(2)・(3)】
当社の取締役会は、柔軟かつ清新な決断力を持ち、当社の創業の精神と企業風土の継承を実現できる人物という基準に従って、十分に議論した上でCEO（代表取締役）を選解任することとしておりますが、手続については策定いたしておりません。

【補充原則4-10(1)】
当社は監査役会設置会社であり、独立社外取締役を選任しておりますが、過半数に達しておりません。任意の諮問委員会（報酬委員会）は、現時点では、独立社外取締役が関与する体制とはなっておりませんが、委員会の構成員に独立社外取締役を追加する等の方法により独立社外取締役の関与・助言を得る仕組みを今後検討してまいります。

【原則4-11　取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】（ジェンダーや国際性の面を含む多様性）
当社コーポレートガバナンス基本方針の第４条第２項及び第10条第２項において、取締役及び監査役について、それぞれ「候補者は、性別・国籍等の個人の属性に関わらず」指名する方針としております。現在、ジェンダーや国際性の面での多様性は確保されておりませんが、引き続き、適正規模と両立させる形で多様性の確保にも努めてまいります。

【原則5-2　経営戦略や経営計画の策定・公表】
当社は、経営戦略や経営計画を決算短信などにより当社ウェブサイトにて公表しておりますが、経営環境の見通しが不透明であることなどから中期経営計画は公表いたしておりません。中期経営計画の公表につきましては今後の課題として検討してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

当社は、『コーポレート・ガバナンスを実現するための枠組み』としまして「扶桑薬品工業コーポレートガバナンス基本方針」を制定し、当社ウェブサイトに掲載いたしております。（https://www.fuso-pharm.co.jp/cnt/company/governance.html）

【原則1-4　政策保有株式】
当社コーポレートガバナンス基本方針の第14条において、「株式の政策保有および政策保有株式に係る議決権行使に関する基本方針」を定めております。政策保有株式については、「中長期的な観点で、当社の事業運営に資する取引先等について、取引の性質および規模等から株式保有の必要性を判断する。」ことと定め、また、「保有の必要性が希薄となった政策保有株式については、処分し縮減する。」ことと定めております。
個別の政策保有株式については、取締役会で保有目的の適切性、評価損益、配当利回り等を具体的に精査し、保有の必要性を検証いたしております。

当社コーポレートガバナンス基本方針の第14条第3項において、「保有株式の議決権行使にあたっては、株式保有の趣旨に鑑みて、当該会社の株主総会の議案に対し、当該会社の経営状況および当社の事業運営に対する影響等を考慮して、賛否を個別に判断する。」と定めております。また、同基本方針の第14条第4項において、
「議決権の行使にあたり、当社が重要と考える議案は以下のとおりである。
1）剰余金処分議案
2）取締役・監査役の選解任議案
3）取締役・監査役の報酬、退職慰労金議案
4）定款変更議案（株主の権利を大きく損なう可能性のある変更）
5）組織再編議案　等」
としております。

【原則1-7　関連当事者間の取引】
当社コーポレートガバナンス基本方針の第8条において、当社が役員や主要株主等との取引（関連当事者間の取引）を行う場合の手続きを定めており、適確に運営いたしております。

【原則2-6　企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】
当社は、確定給付企業年金制度を採用しております。資産の運用については、総務部門が業務を担当しているほか、社外の資産管理運用機関による運用実績等をモニタリングするために、年2回開催の資産運用委員会を設置し管理いたしております。

【原則3-1　情報開示の充実】
（ⅰ）会社の目指すところ（経営理念等）や経営戦略、経営計画
決算短信などにより当社ウェブサイトにて開示しております。
（ⅱ）コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針
コーポレートガバナンス基本方針を策定し、当社ウェブサイトにて開示しております。
（ⅲ）取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続
当社コーポレートガバナンス基本方針の第11条において、役員報酬の決定方針を定め、「当社の取締役の報酬制度は、企業価値の継続的な向上を可能とするよう、短期のみでなく中長期的な業績向上への貢献意欲を高める目的で設計する。」こととして運営いたしております。
（ⅳ）取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続
当社コーポレートガバナンス基本方針の第4条において、取締役候補者の指名方針を定め、「株主の負託に応え取締役としての職務を適切に遂行できる人物を取締役候補者として指名する。」こととして運営いたしております。また、当社コーポレートガバナンス基本方針の第10条において、監査役候補者の指名方針を定め、「株主の負託に応え監査実務を適切に遂行できる人物を監査役候補者として指名する。」こととして運営いたしております。
取締役の解任の方針と手続については、当社コーポレートガバナンス基本方針の第6条において、「取締役会は、取締役がその機能を十分発揮していないと認められる場合、審議の上、当該取締役の解任を株主総会に付議する。」こととしております。
（ⅴ）取締役会が上記（ⅳ）を踏まえて経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選解任・指名についての説明
取締役・監査役候補の指名を行う際の個々の説明は株主総会招集通知に記載いたしております。また、取締役の個々の解任についての説明は、各々の対外開示により行うこととしております。

【補充原則4-1(1)】
取締役会は審議・決定する事項を取締役会規則に定め、法令・定款・取締役会規則に従って取締役会を運営しております。また、経営陣は、法令・定款・取締役会規則等に基づき、取引・業務の規模や性質に応じて定めた職務権限規程及び稟議規程等に従って、取締役会で決定された経営の基本方針及び経営計画に即して業務執行を行っております。

【原則4-9　独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】
独立社外取締役の独立性判断基準については、当社コーポレートガバナンス基本方針の別紙に定めており、開示しております。独立社外取締役候補者の選定にあたっては、会社法や東京証券取引所が定める基準に加え、当社の基準を満たす候補者を選定しております。当社は、独立社外取締役の選任において、特に幅広い知識と豊富な経験を有していることを重視しております。

【補充原則4-11(1)】
取締役会の規模については、定款に15名以内と定めており、当社の規模に見合っていると認識しております。また、取締役会の役割を、業務執行を決定し、取締役の職務の執行を監督することと定めております。これを実行するため、取締役会の全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性等に関する考え方について、取締役候補の指名に関する考え方と一致しており、その基準については、コーポレートガバナンス基本方針（第4条・別紙）に記載のとおりであります。今後は取締役会の全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模をより意識した体制を講じてまいります。

【補充原則4-11(2)】
取締役及び監査役の他の上場会社での役員の兼任状況については、株主総会招集通知及び有価証券報告書に開示することとしております。なお、当社では、すべての取締役及び監査役について、他の上場会社の役員を兼任しておりません。

【補充原則4-11(3)】
当社は、取締役会全体の実効性を高めるため、取締役会の構成、運営状況等について、すべての取締役及び監査役が質問票に回答し、その集計結果について取締役会に報告し、分析・評価を行うことにより、取締役会の実効性の維持・向上に努めております。2019年度の評価結果の概要は以下のとおりです。
総合的にみて、当社の取締役会全体の実効性は有効であったものの、一方で、各取締役に対する知識の習得等を行う機会をより多く提供することなどについての指摘がなされており、当社の取締役会は、この結果を踏まえて、実効性の維持・向上を図ってまいります。

【補充原則4-14(2)】
取締役・監査役のトレーニングについては、当社コーポレートガバナンス基本方針の第7条に「当社は、取締役および監査役に対し、就任時に当社の事業、財務、組織および内部統制システム等に関する研修を実施するとともに、就任後においては、当社の事業内容をより深く理解するため、事業活動を行っている事業所等の視察等の機会を提供する。」と定め、適確に運用しております。

【原則5-1　株主との建設的な対話に関する方針】
株主との建設的な対話に関する方針については、当社コーポレートガバナンス基本方針の第15条に「取締役会は、株主・投資家の投資判断に有益な情報を、迅速・公平・正確に提供し、株主・投資家の理解促進および適正な企業価値評価の実現を図ることを目的として、株主との対話に関する取組み方針を別に定める。」とした上で別途に定めており、これらを開示しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

[大株主の状況] 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
ぶどう協和会	596,710	6.80
敷島振興株式会社	452,345	5.16
株式会社三井住友銀行	429,051	4.89
三井住友信託銀行株式会社	377,900	4.31
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	345,800	3.94
株式会社三菱UFJ銀行	345,508	3.94
日本生命保険相互会社	239,955	2.73
扶桑薬品工業従業員持株会	231,417	2.64
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	203,300	2.32
戸田幹雄	188,269	2.15

支配株主(親会社を除く)の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	医薬品
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

――

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1．機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	14 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
須藤　実	公認会計士											
川口碩保	他の会社の出身者											

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
須藤　実	○	―――	須藤実氏は、上記いずれの項目にも該当せず、当社とは特別の利害関係がない社外取締役であるため、独立役員として指定しました。同氏は公認会計士として長年にわたり活躍され、幅広い経験と財務・会計に関する知識を有しておられることから適任と判断いたしました。
川口碩保	○	―――	川口碩保氏は、上記いずれの項目にも該当せず、当社とは特別の利害関係がない社外取締役であるため、独立役員として指定しました。同氏は過去に上場企業の役員を経験するなど企業経営についても精通しており、豊富な経験と幅広い知識を有しておられることから適任と判断いたしました。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無 更新	あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長（議長）の属性 更新

	委員会の名称	全委員（名）	常勤委員（名）	社内取締役（名）	社外取締役（名）	社外有識者（名）	その他（名）	委員長（議長）
指名委員会に相当する任意の委員会	―	―	―	―	―	―	―	―
報酬委員会に相当する任意の委員会	報酬委員会	5	0	5	0	0	0	社内取締役

補足説明 更新

2019年9月2日開催の取締役会において、取締役の報酬決定プロセスの客観性・透明性・公平性を確保するために、取締役会の任意の諮問委員会として、報酬委員会を設置いたしました。報酬委員会は代表取締役社長 戸田幹雄（委員長）及び取締役4名（戸田隆雄、三柳順一、千北隆彦、髙橋貞雄）で構成されており、取締役の報酬等について審議いたします。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役と会計監査人は、期初から期中、期末の監査を通じ、最終的には監査報告書を作成して代表取締役に提出するにいたるまで密接な連絡と意見交換を行っております。
まず、監査役は会計監査人より「監査計画概要書」等により監査計画について説明を受けております。また、必要に応じて会計監査人から重点項目や分析的手続により得られた監査上の着眼点について説明を受け、それらについて意見交換を行っております。
さらに、中間及び期末監査終了後、監査役は会計監査人から監査結果の報告を受け、これをもとに意見交換を行っております。
また、監査役は定期あるいは不定期に内部監査室及び内部統制室より内部監査の結果報告を受け、重要課題や懸案事項への対処について意見交換・協議を行っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
松岡大藏	税理士													
青本悦男	弁護士													

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
松岡大藏	○	―――	松岡大藏氏は、上記いずれの項目にも該当せず、当社とは特別の利害関係がない社外監査役であるため、独立役員として指定しました。同氏は税理士として長年にわたり活躍され、幅広い経験と財務･会計･税務に関する知識を有しておられることから適任と判断いたしました。
青本悦男	○	―――	青本悦男氏は、上記いずれの項目にも該当せず、当社とは特別の利害関係がない社外監査役であるため、独立役員として指定しました。同氏は弁護士として長年にわたり活躍され、幅広い経験と企業法務に関する知識を有しておられることから適任と判断いたしました。

【独立役員関係】

独立役員の人数	4 名

その他独立役員に関する事項

当社は、独立役員の資格を満たす社外役員をすべて独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	その他

該当項目に関する補足説明

各取締役の報酬は、職務執行の対価としての月次報酬と当該事業年度の業績等を勘案した取締役賞与によって構成されております。
取締役賞与は、各事業年度の業績、株主への配当、従業員賞与水準等の事情を勘案した上で取締役会にて決定しております。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

会社法施行規則第121条第4号イ及び第5号、第124条第5号イ及び第6号に基づいて取締役または監査役ごとの報酬等の総額を開示しております。なお、現状では報酬等の総額が1億円以上となる役員の該当がなく、個別開示をしておりません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬の額またはその算定方法の決定に関する方針の内容は、取締役の報酬額は、企業価値の継続的な向上を可能とするよう、短期のみでなく中長期的な業績向上への貢献意欲を高める目的で設計しております。
取締役全員の報酬総額の最高限度額は株主総会の決議により決定するものとしております。
各取締役の報酬額は、取締役会より委任された代表取締役社長が取締役の職務、従業員の給与とのバランス、経済情勢、業績等を勘案して決定いたします。また、取締役会の任意の諮問委員会である報酬委員会は、取締役の報酬等を算定し、その内容を代表取締役社長に答申し、取締役会より委任された代表取締役社長は、報酬委員会の答申内容に基づき、各取締役の報酬額を決定いたします。
各取締役の報酬は、業績連動報酬と業績連動報酬以外の報酬等により構成されております。
業績連動報酬といたしましては、各事業年度の業績、株主への配当、従業員賞与水準等の事情を勘案した上で決定する取締役賞与であります。
業績連動報酬以外の報酬といたしましては、他社の水準等を考慮し、毎月固定額を支給する月次報酬と、当社の定める一定の基準に則り算定し、株主総会の決議に基づき支給する退職慰労金であります。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

社外取締役のサポート体制としては、取締役会事務局を通じて、必要に応じて議案資料の配布や事前説明などを行っております。社外監査役のサポート体制としては、監査役会事務局を置き、監査役会運営、取締役会との連絡、監査調書、監査役会議事録等の補助などを行っております。

2．業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

更新

当社におけるコーポレート・ガバナンス体制の構築につきましては、統治機能を有効に発揮させ企業価値の向上と企業の健全かつ永続的な発展を図るという経営方針に基づき、それらを確実に実現させていくために、経営上の重要事項の迅速かつ的確な判断を行う意思決定機関と厳格な経営監視体制の確立に努めることを基本方針としております。
取締役会は取締役14名（うち社外取締役2名）で構成され、法令及び定款に定められた事項並びに経営上の重要事項を審議・決定しております。なお、2019年度におきましては、11回の取締役会を開催いたしました。
当社は監査役会設置会社であります。監査役会は常勤監査役1名と非常勤の社外監査役2名の合計3名で構成されております。、2019年度においては、12回の監査役会を開催、また、取締役会に出席して意見を表明しております。
当社は2019年９月２日開催の取締役会において、取締役の報酬決定プロセスの客観性・透明性・公平性を確保するために、取締役会の任意の諮問機関として、報酬委員会を設置いたしました。報酬委員会は代表取締役社長及び取締役４名で構成されており、取締役の報酬等について審議いたします。
取締役会、監査役会のほか、代表取締役と総務、開発、生産、営業の各総括担当取締役で構成する経営会議を設置し、重要な業務方針の審議・策定、取締役会への上程、承認後の各事業部門への指示・伝達及び進捗状況の確認等を行っております。また、経営戦略策定及び経営指標の分析、予算編成・予実管理等を担当する「経営企画室」、法令等の遵守をはじめとした企業の社会的責任を全うしていくために「コンプライアンス委員会」や「リスク管理委員会」等の各種委員会を設け、部門横断的な情報の共有化と企業統治の実効性の確保に努めております。加えて、当社は株主共同の利益の確保に向けて、いわゆる企業買収防衛策を導入しており、該当事案が発生した場合には、社外取締役1名及び社外監査役2名からなる「独立委員会」が対応することになっております。
会計監査人として有限責任監査法人トーマツを選任し、会計及び内部統制に関する監査を受け、財務諸表の適正性の確保に努めております。
・（前事業年度の）会計監査業務を執行した公認会計士の氏名　指定有限責任社員　業務執行社員　井上嘉之氏　高見勝文氏
・会計監査業務に係る補助者の構成　公認会計士　3名　その他　13名
なお、業務執行社員の継続監査年数はいずれも７年以内であります。
また、当社は複数の法律事務所と顧問契約を締結して法律面での指導・助言を受け、健全かつ適正な企業活動の推進に努めております。
当社の内部監査及び監査役監査の組織は、内部監査室、内部統制室及び3名の監査役で構成されております。なお、監査役会の運営、監査役の機能強化に係るその他の取り組み状況については、［監査役関係］欄に記載しております。
当社は、社外取締役2名及び社外監査役2名の全員を独立役員に指名し一般株主と利益相反が生じることのないよう取締役会監視機能の強化に努めております。
また、社外取締役及び社外監査役の全員と、会社法第427条第1項及び当社定款に基づき、会社法第423条第１項に規定する会社に対する損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該賠償責任限定契約に基づく損害賠償責任の限定額は、法令が定める金額としております。

3．現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、監査役会設置会社として、社外監査役を含めた監査役による経営監視を十分機能させることで監視・監督機能の充実と意思決定の透明性を確保しております。この監査役による経営監視を主軸とした企業統治体制に加えて、当社は取締役会による経営監督の実効性と意思決定の透明性を強化・向上させることを目的に、独立性の高い社外取締役を選任しております。社外取締役を含む取締役会と社外監査役が過半を占める監査役会を基礎とした現状における当社の企業統治体制は、意思決定の透明性と監視・監督機能が適切に組み込まれたコーポレート・ガバナンス体制であると判断しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
その他	招集通知封筒宛名欄に議決権行使書活用の案内文言を入れております。 招集通知書の株主発送と同時に添付書類及び参考書類と共に自社ホームページに掲載しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	https://www.fuso-pharm.co.jp/cnt/investor/にて、招集通知、事業報告書、中間事業報告書、決算短信、有価証券報告書、四半期報告書、適時開示情報などを掲載しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	株主、従業員、取引先、医療関係者、患者の皆様など当社を取り巻くすべての利害関係者の立場を尊重する取り組みの基本方針については、社是、経営理念、企業行動憲章及びコンプライアンス・マニュアル等に定めております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	ホームページに、会社プロフィール、有価証券報告書、四半期報告書、事業報告書、中間事業報告書、適時開示情報、主力製品「透析剤について」の情報提供を行うなどステークホルダーへの情報開示に努めております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

内部統制システムに関する基本的な考え方は、当会社及び当社経営陣の経営戦略並びに事業目的を所期どおり達成していくうえにおいて、全体の職務の執行が法令及び定款に適合することをはじめ、業務の適正を確保するための体制整備の確立を目指すものであります。この考え方に基づき、取締役会において内部統制システム構築とその運営の基本方針を以下のとおり決議しております。

1．取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

・取締役及び使用人は、その職務の遂行に当たり、別に定める「コンプライアンス・マニュアル」を遵守するものとする。

・法令等遵守の統轄としてコンプライアンス委員会が当たる。

2．取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

・取締役の職務執行に係る文書及び情報については、別に定める「文書管理規程」及びその他社内規程に基づき適切に保存・管理を行うものとする。

・監査役会または監査役が要求した場合、当該文書は速やかに閲覧に供されるものとする。

3．損失の危険の管理に関する規程その他の体制

・損失の危険の管理に関する規程その他の体制に関する事項については、別に定める「経営リスクマネジメント基本規程」及びその他の「緊急時対応規程」「地震等災害対策規程」などの社内規程に基づき、企業活動に影響をおよぼすおそれのあるリスクの未然防止及びトラブル発生時における迅速・適切な対応を図るものとする。

4．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

・取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、取締役会は各取締役の職務の執行を監督するものとする。

・取締役会の機能強化と迅速な意思決定を目的として、取締役員数の適正化とともに、書面決議制度を導入し、効率的な業務執行を図るものとする。

・取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための組織として、社長直轄の内部監査室及び内部統制室を設置する。

⑴ 内部監査室は、会計監査及び業務監査を実施し、業務活動が法令及び当社定款等に準拠して運営されているかを監査するものとする。

⑵ 内部統制室は、業務の有効性・効率性の向上、財務報告の信頼性の確保、法令等の遵守、資産の保全に関する適切な整備及び運用を図るものとする。

5．監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制

・監査役会及び監査役の職務を補助する組織として監査役会事務局を設置し、監査役の職務を補助すべき使用人を置く。

6．監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性に関する事項

・監査役会事務局は監査役会直属の組織とし、監査役会事務局に所属する使用人の人事異動、人事評価、懲戒処分等、雇用に係る重要事項についてはあらかじめ監査役会の同意を得るものとする。

・当社は、監査役の職務を補助すべき使用人に関し、監査役の指揮命令に従う旨、及び当該指揮命令に従わなかった場合には社内処分の対象となる旨を社内規程に明記し、これを徹底するものとする。

7．監査役の職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続その他の職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

・監査役がその職務の執行について、当社に対し費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において審議のうえ、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要でないことを証明した場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理するものとする。

8．取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

・当社は、法令違反その他コンプライアンスに関する事実についての社内報告体制として「内部通報規程」を整備・運用するものとする。

・取締役及び使用人は、当社の業務または財務の状況に重大な影響をおよぼすおそれのある事項を発見したときは、その内容について直ちに監査役会または監査役に報告しなければならない。

9．取締役及び使用人が監査役に法令違反等の情報を報告したことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

・当社は、当社の取締役及び使用人が監査役へ報告を行った場合、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止するものとする。

10．その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

・社長は、監査役会と定期的に会合を持ち、会社が対処すべき課題、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題について意見を交換し、相互認識を深めるよう努めるものとする。

・取締役及び使用人は、監査役が監査を行う場合にはこれに協力するものとする。

2．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会勢力排除に向けて、当社は「市民社会の秩序または安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは断固として対決する」を基本的な考え方として全役員・従業員にその旨の周知徹底を図っているほか、次のような取組みを行っております。

・所轄警察署、外部専門機関などと緊密な連携関係を構築・維持し、反社会的勢力及び団体に関する情報収集を積極的に行う。

・反社会的勢力及び団体に関する情報を社内各部門に周知するとともに、社内研修においても適宜に従業員へ周知を図るなどにより、反社会的勢力及び団体による被害の未然防止のための活動を推進する。

Vその他

1．買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	あり

該当項目に関する補足説明

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値の源泉を理解し、当社が企業価値・株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者であることが必要であると考えております。上場会社である当社の株式については、株主、投資家の皆様による自由な取引が認められており、当社取締役会としては、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方は、最終的には株主全体の意思により決定されるべきであり、当社の支配権の移転を伴う買収提案があった場合、当社株式を売却するかどうかの判断も、最終的には当社株式を保有する株主の皆様の判断に委ねられるべきものであると考えます。また、当社は、当社株式について大量買付けがなされる場合、これが当社の企業価値・株主共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではありません。

しかしながら、株式の大量買付けの中には、その目的等からして企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大量買付けの内容等について検討しあるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との協議・交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。当社の経営にあたっては、当社の企業理念、企業価値の源泉等への十分な理解が不可欠であり、これらに対する十分な理解がなければ、当社の企業価値・株主共同の利益を確保、向上させることはできません。

当社の企業価値の源泉は、①生命維持の基本となる輸液や人工腎臓用透析剤等の安定的な供給を可能とする生産・供給体制、②輸液や人工腎臓用透析剤を主力とする医薬品事業を通じて構築した日本全国の病院との広範かつ強固なネットワーク、③輸液や人工腎臓用透析剤を主力とする医薬品市場における“ぶどうマーク”や“キンダリー”の高いブランド力、④社会において「なくてはならない存在」として患者の方々の生命維持と社会生活を最優先に経営してきたことにより構築した患者・病院・卸・株主・地域社会等のステークホルダーとの信頼関係、⑤医薬品の安定供給の社会的使命を全うするための必須かつ喫緊の課題である経営基盤の安定化、強化に向けた新分野開発の鋭意推進、⑥当社の経営理念に誇りを持ち、患者の方々の生命維持と社会生活を最優先に当社の成長・発展・進化を目指す従業員の存在にあると考えております。当社株式の大量買付けを行う者が、かかる当社の企業価値の源泉を理解し、これらを中長期的に確保し、向上させられるのでなければ、当社の企業価値・株主共同の利益は毀損されることになります。

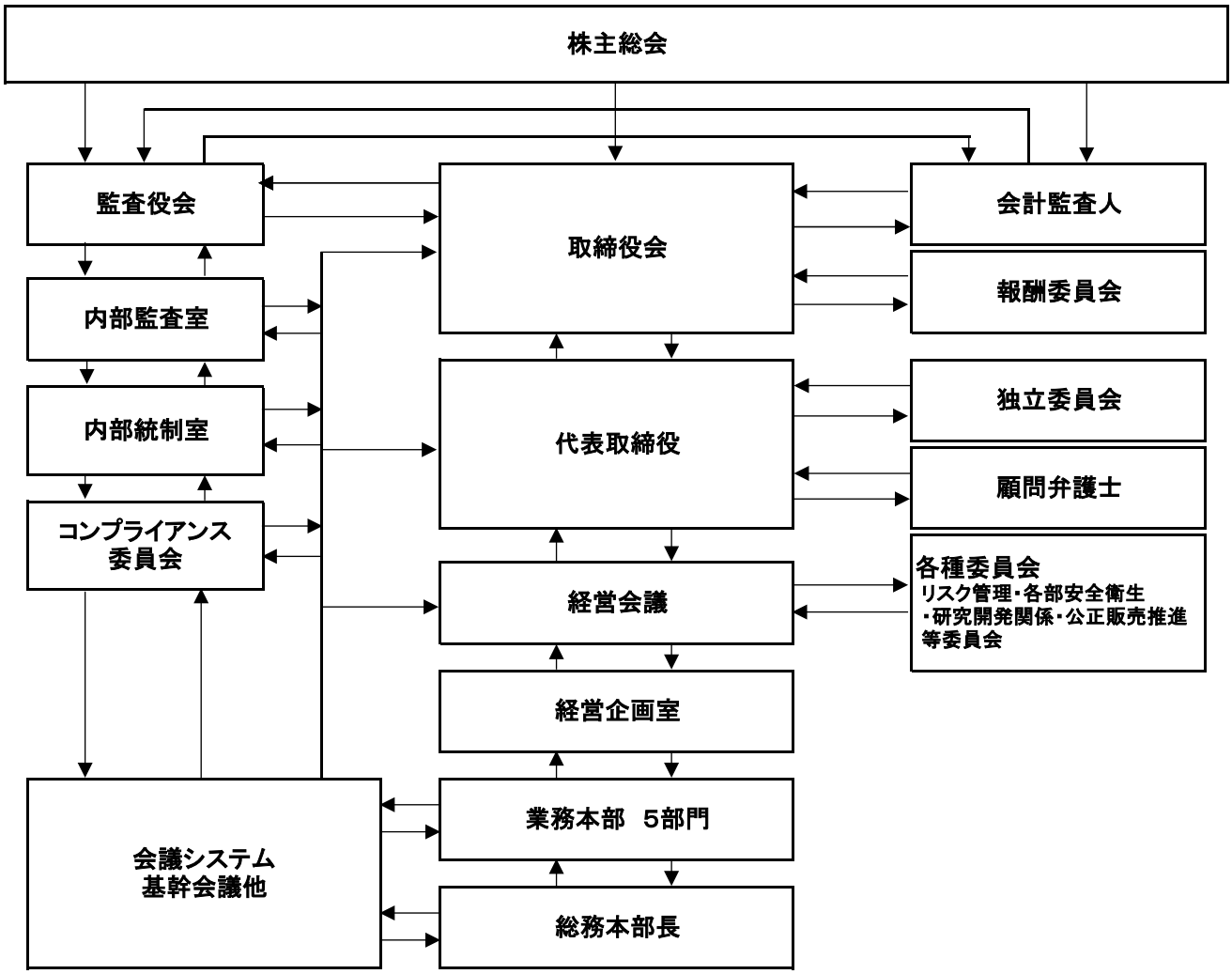
当社は、このような当社の企業価値・株主共同の利益に資さない当社株式の大量買付けを行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大量買付けに対しては、必要かつ相当な対抗措置を採ることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保する必要があると考えます。

なお、当社は、取締役の恣意的判断を排除し、株主の皆様のために本プランの発動及び運用に際しての実質的な判断を客観的に行う機関として、独立委員会を設置しております。本プランの現時点における独立委員会の委員は、当社経営陣からの独立性の高い社外取締役1名及び社外監査役2名で構成されております。

実際に買付等がなされる場合には、独立委員会が、当該買付等が当社の企業価値、株主共同の利益を毀損するか否か等の実質的な判断を行い、当社取締役会はその判断を最大限尊重して会社法上の決議を行うことになっております。

2．その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

―――


株主総会
監査役会
内部監査室
内部統制室
コンプライアンス
委員会
会議システム
基幹会議他
取締役会
代表取締役
経営会議
経営企画室
業務本部　5部門
総務本部長
会計監査人
報酬委員会
独立委員会
顧問弁護士
各種委員会
リスク管理・各部安全衛生
・研究開発関係・公正販売推進
等委員会

適時開示手続に係る社内体制

１．決定事実、発生事実に係る社内体制（決算短信、配当、業績予想等を含む）

